

2024年3月25日

マイナンバー違憲訴訟東京高裁判決についての声明

マイナンバー違憲訴訟神奈川原告団

マイナンバー違憲訴訟神奈川弁護団

本日、東京高等裁判所第11民事部（大竹昭彦裁判長、筒井健夫裁判官代読）は、神奈川県内に居住する住民を中心とした約200名が提起したマイナンバー違憲訴訟につき、マイナンバー制度は憲法13条のプライバシー権を侵害するものではないとして、原告らの請求を棄却する判決を言い渡した。

本判決は憲法13条のプライバシー権について、2023年3月9日マイナンバー訴訟最高裁判決の「個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由」という解釈を無批判に踏襲し、学説上の通説である自己情報コントロール権さえ認めなかったことは到底容認できない。こうした裁判所の姿勢が、デジタル化の進行の中でわが国の個人情報保護法制が極めて不十分なものに留まっている要因であることを専門家からも厳しく指摘されているにもかかわらず、本判決が全く態度を改めようとしなかったことは、大きな失望と落胆しかない。

本判決が、マイナンバー制度について、目的は正当であり、情報漏えい防止のための制度的保護措置を備えているという理由で、プライバシー権の侵害はないと判断したことは、制度の実態についての事実認定そのものが誤っていると断ぜざるを得ない。とりわけ、原告らが強調してきた個人情報保護委員会の機能不全の実態に何ら言及していな姿勢は、最高裁判決に追随する結論ありきといわざるを得ない。

すでにマイナンバー制度の下で、数多くの漏えい事例が発生しており、国民のプライバシー権は危機的な状態となっている。現在政府は、多数の国民の不安と反対を押し切って、現行の保険証を廃止しマイナンバーカードに一本化することを強行しようとしているが、これも国民のプライバシー権を大きく後退させるものである。

こうした状況の中で、基本的人権の擁護を使命とする司法の役割が本来発揮されなければならなかったが、本判決はそうした役割を放棄したものといわざるを得ない。

また、本判決は、番号法による規則への委任について、具体的な理由を述べることなく、「一部を政令等に委任することには合理的必要性がある」「公益上の必要があるときに限定して政令に委任したもの」である等述べ、白紙委任をするものではなく、また、番号法施行令第25条・別表各号が、同法第19条14号（現行法の19条15号）の委任の範囲を逸脱するものでもない、個人情報保護委員会規則が、同法19条16号（現行法の19条17号）の委任の範囲を逸脱するものでもないと判断した。

番号法の憲法適合性を判断する上で、委任立法の限界という重要な問題点に不合理な解釈を行っている点は、憲法13条のプライバシー権についての判断と同様、まさに結論ありきといわざるを得ない。

本訴訟は昨年1月30日に終結して以降、本日の判決言渡しまで実に約1年2カ月を要している。この間、マイナンバー法が改正され、その内容が前記最高裁判決の合憲の根拠とも抵触するものであったため、原告らは直ちに弁論再開を申し立てたが、裁判所は「未施行の同部分を施行するために必要な法令等が全て交付されたとも認められない現時点で、その合憲性を的確に審理・判断することは困難」などと不合理な理由で弁論の再開を認めず、1年を超える長期間放置してきた。これは原告らの裁判を受ける権利（憲法32条）の侵害そのものである。

原告、弁護団は、本判決の不当性を明かにしつつ、国民のプライバシー権の保障のため今後も闘い続ける決意である。

以上